

第 202400171714 号
防起第 1291 号 - 1
発境防第 1538 号
令和 6 年 10 月 24 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
浅尾 慶一郎 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 2 令和 6 年能登半島地震では多数の道路寸断、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設の被災等が生じたことを踏まえ、放射線防護対策施設の新たな設置など、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援を行うこと。併せて、警察、消防、自衛隊等の実動組織による万全の措置を講じること。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

- 4 安定ヨウ素剤は、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 5 屋内退避については、住民の理解が得られるよう、万が一の原発事故時の放射性物質の放出の特徴と避難の時間的關係及び屋内退避の効果について、時間軸に沿い分かりやすく科学的な説明を行うなど、啓発に努めること。